

## 住吉市民病院跡地に整備する新施設の概要及び建設工事説明会にて

### いただいた主なご質問・ご意見（要旨）

住吉市民病院跡地に整備する新施設の概要及び建設工事説明会では、ご参加いただいた住民の皆様から、多数の貴重なご意見等をいただきました。

今般いただいた貴重なご意見等も参考に、建設工事及び開設後の運営を行ってまいりたいと考えております。

今後とも、本市福祉・医療行政への御理解・御協力を賜りますようお願いいたします。

なお、当日お答えできなかったご質問への回答及び訂正箇所については、下線部にてお示ししております。

#### 【担当部署】

1 新施設の概要について(新施設の理念、施設規模・概要など)

①新施設(研究施設、病院、介護老人保健施設)に関すること

・福祉局弘済院管理課(経営企画グループ) (電話 06-6208-7930)

②付属棟(小児・周産期医療)に関すること

・健康局総務部総務課(病院機構支援グループ) (電話 06-6208-9897)

2 工事について(建物概要、工事概要など)

・都市整備局企画部公共建築課 (電話 06-6208-7907)

## 1 新施設の概要について（施設の理念、施設規模・概要など）

### ①新施設（研究施設、病院、介護老人保健施設）全般に関すること

- 住吉市民病院の廃止にあたっては、二重行政の見直しの煽りを受けて住吉市民病院は廃止となり、それ以降民間病院の誘致などを行ったが失敗となるなど、二転三転あった。当初の住吉市民病院廃止の際には住民説明会もあったが、その後現在に至るまで説明会が行われていない。まずは、説明会の開催が今になったことを謝罪すべき。

この間、物価高騰等の影響により建築が入札不落となったことにより、開設時期を見直すこととなりました。この度、ようやく建築工事の請負業者が決定し、新施設の開設時期も含めてお示しできる段階となったため、説明会を開催させていただいたものです。説明会の開催がこの時期となったことについてご理解くださいますようお願い申し上げます。

なお、本説明会の開催に至るまでの間におきまして、住吉市民病院跡地に整備する新施設の概要等について、近隣住民の方々へご理解いただけるよう、住之江区地域活動協議会会長会において説明を行ってまいりました。また、併せまして本市ホームページにおいても新施設の概要や進捗状況について掲載し、周知してきたところです。

- 新施設の病院でこういった医療が受けられるのか、改めて教えてほしい。

新施設の病院については、基本理念にも掲げるとおり、弘済院の認知症医療の継承や小児・周産期医療の充実を図っていく方針であり、疑いも含めた認知症の患者様、小児、産婦人科の患者様を中心に医療提供していきます。

小児・周産期医療については、住之江診療所の医療機能を継承していくことを考えております。

- 市民病院を廃止したのだから、認知症の人だけを診る病院ではなく、誰でも診療可能な総合病院とすべきである。

今般整備する新施設につきましては、本市の認知症施策の中核的役割を担う施設として、認知症と身体合併症のための医療や介護の提供を行うとともに認知症等に関する研究を行う施設の整備を進めております。

一般的な医療提供につきましては、住之江区を含む市内の医療機関との役割整理を行うとともに、新施設との連携体制の構築を図ってまいりたいと考えております。

認知症の方が住み慣れた地域で安心して生活いただくための施設となるよう整備してまいりますので、新施設設置の趣旨をご理解くださいますようお願い申し上げます。

- 新施設の病院について、運営主体が大阪公立大学となっているが、大阪公立大学の附属病院になるのか。付属棟に入る小児・周産期外来も同様か。

付属棟で提供する小児・周産期外来も含めて、大阪公立大学の附属病院として運営してまいります。

- 新病院は大学が運営するということだが、阿倍野区にある本院のように基本的に紹介状が必要なのか。
- 認知症の方を対象とする病院との説明があったが、認知症でない方で例えば腹痛などで来院した場合は診てもらえないのか。

受診に際して基本的に紹介状を必要とするかについては、運営方法や他の医療機関等との役割を整理する中で現在検討しており、具体的な受診時の手続きが整理できましたら早期にお示しします。

また、認知症でない方の風邪や腹痛等に対する一般的な医療提供につきましては、住之江区を含む市内の医療機関との役割整理を行うとともに、新施設との連携体制の構築を図り対応してまいります。

- 高齢者がよく発症する診療科目を用意しているとのことだが、心臓などの循環器系の診療科目がない。診療科目の見直しが必要ではないか。

循環器系疾患につきましては、内科系の診療科にて対応することとしております。

- 親類に認知症の患者がいる家族の立場としては、認知症の病状をしっかりと診てくれる病院が1日も早くできるよう望んでいる。すでに完成が遅れているとのことだが、高齢者の数も増え、残念ながら認知症の方も増えていくと思う。認知症専門病院ができるということは近隣の方も、市域全体でも望んでいると思う。小児・周産期外来が入る付属棟の工事については、本日の議題とは別とのことなので、本体施設については、これ以上開設が遅れるようなことがないように計画どおり進めいってほしい。（ご意見）

## ②付属棟（小児・周産期医療）に関すること

- 付属棟に関する部分は別途工事ということで本日の工事説明になかったが、いつ頃から工事が始まるのか。

付属棟に関しましては、今回説明を行った本体施設の工事とは別に調整を図っている状況であるため、調整中とご説明いたしました。

工事着工時期など詳細が決まりましたら、別途本市ホームページ等で周知させていただきたいと考えております。

- 付属棟工事を本体工事と別にした理由は何故か。小児周産期医療を付属棟でなく本館に入れるべき。

平成31年に策定した「住吉市民病院跡地に整備する新病院等に関する基本構想」において、小児・周産期外来は現在の住之江診療所を改修し、新施設開設後も同じ場所で行うこととしておりました。しかしながら、そうした場合には改修期間中は休診せざるを得なくなるため、付属棟で小児・周産期外来を行うこととすることで、休診期間を生じさせず、継続した診療が可能となるようなものです。

- 民間活力による整備手法が変更されたとの説明があったが、別の民間法人を探すのか。民間活力という手法自体、民間だと儲からなければ撤退するという動きにならないか不安に感じる。

これから民間法人を再度公募するとなると、新施設全体の開設予定時期に影響を及ぼす可能性があることから、別の手法でできないか、調整中とご説明いたしましたが、その後、公立大学主導で整備を進める方針としております。今後、整備工程等の再整理を諮り、本体の認知症医療や介護老人保健施設、研究施設と同時に、令和9年度当初開設をめざしてまいります。

- 本体工事で実施される病院などの開設予定時期が令和9年度当初ということだが、付属棟の開設もこれに間に合うのか。

付属棟についても、令和9年度当初から大学附属の施設として開設できるよう調整しております。それまでの期間は、現在と同様に住之江診療所として運営されます。

- 現在住之江診療所を利用されている方は増加傾向にある。そういった状況からも、付属棟の方針をしっかりと確認させてほしい。建設業者も決まらない状態で前に進むのかという不安がある。

本市の責任において新施設全体が開設できるように進め、付属棟において提供する小児・周産期医療についても休診期間なく開設できるよう、令和9年度当初開設に向けて現在調整をはかっているところです。

- 小児・周産病床が阿倍野に増床されたというが、住吉市民病院を廃止した際、当時の市長は「小児周産病床は無くさない」と約束したとと話が違わないのか。

住吉市民病院跡地に整備する新病院に、産科や小児科の病床を設置するためには、夜勤体制の確保が必要なため、多くの産婦人科医、小児科医、助産師、看護師などを確保する必要があります。

全国的に小児科医・産科医については、慢性的に不足している現状がある中で、病床を有する医療提供は非常に困難であります。

病床については、大阪公立大学医学部附属病院において、産科病床を10床拡充するとともに、新生児室の増設も行ってきました。また、新生児の病児の増加や、医療的ケア児の入院等にも対応するため、必要となる小児科病棟の改修を行うなど、新病院の開設を待つことなく、大阪市南部基本保健医療圏の小児・周産期医療の拡充に努めてきたところであり、ご理解をいただきたいと思っております。

- 産婦人科があるのに分娩ができないのはおかしい。

現在の住之江診療所におきましても産婦人科を標榜し、妊婦の方への診察や定期的な検査を実施し、分娩に際しては、大阪府急性期総合医療センターや大阪公立大学医学部附属病院など分娩が可能な医療機関との緊密な連携により適切に対応しております。新病院におきましても、住之江診療所の機能を引き継ぎ、外来での診療を行うこととしております。

分娩を行うためには病床を持つ必要がありますが、病床を設置するためには夜勤体制のため、多くの産婦人科医、小児科医、助産師、看護師などを確保する必要がある一方、全国的に小児科医・産科医については、慢性的に不足している現状がある中で、病床を有する医療提供は非常に困難であります。

病床については、大阪公立大学医学部附属病院において、産科病床を10床拡充するとともに、新生児室の増設も行ってきました。また、新生児の病児の増加や、医療的ケア児の入院等にも対応するため、必要となる小児科病棟の改修を行うなど、新病院の開設を待つことなく、大阪市南部基本保健医療圏の小児・周産期医療の拡充に努めてきたところであり、ご理解をいただきたいと思っております。

- 府立急性期総合医療センターへのバスは1時間に1本しかない。

住吉市民病院跡地近辺から府立急性期総合医療センターまで乗り換えなしで行けるバスは1時間に1本程度しか運行はされておられません、途中で乗り換えていただければ、時間帯にもよりますが1時間当たり5本程度運行されております。ご不便をお掛けしますが、ご理解をいただきますようお願いいたします。

- 住之江診療所から新施設開設後の大学運営となる際、カルテは引き継がれるのか。

新施設開設後は公立大学が運営しますが、新病院では、診療情報提供等により、記載内容は把握していく予定です。

- 夜診の実施や診療時間を延長してほしい。

全国的に小児科医・産科医については、慢性的に不足している現状がある中、医師の働き方改革も施行され、夜診や延長は非常に困難な状況であります。ご要望の時間延長等に関しましては、医療従事者の確保の点からも困難であると考えております。

- 資料「住吉市民病院跡地に整備する新施設について」の資料中「附属棟〔小児・周産期外来、コンビニ（売店）等〕とあるが、「等」は何を指すのか。当初予定されていた調剤薬局が入るのか。

小児・周産期外来、コンビニ（売店）以外の施設については、現在調整中です。

- 当初、民間薬局が敷地内に入る計画であったそうだが、かかりつけ薬局の患者さんを取られることを危惧している。

民間活力という整備手法を用いることとしていた当初の附属棟整備計画では、小児・周産期外来施設のほか、売店や薬局も同建物内に整備する予定でありましたが、計画の変更に伴い、現在、小児・周産期外来施設以外のテナントなどについては整理を図っているところです。

引き続き、近隣の状況やニーズ等を勘案し、様々なご意見も踏まえながら運営する大学と調整を行い検討してまいります。

- 資料「住吉市民病院跡地に整備する新施設について」の資料中、建物構造の説明の箇所に、附属棟の部分だけ記載がない。

附属棟は、軽量鉄骨造を想定しています。

- 住民の皆さんが言われているが、住吉市民病院が廃止され、跡地に民間病院が誘致されとなった際、小児・周産期医療が不足していること、病床がある病院にしてほしいという思いを行政に伝えてきた。認知症の方に対する医療が充実されることは評価するが、小児・周産期の病床が必要だということは、地域住民の強い願いである。(ご意見)
- 住吉市民病院が閉院になる経緯から地域の方の意見を聞いているが、住之江区内で出産をする場所がなくなってしまったのは非常に辛い、遠いところまで行くのは大変だという声を聞く。産婦人科等の数が少なくなっていっていることは重々承知しているが、それでも地域に一つは分娩できる病院があってほしい。(ご意見)
- 敷地内薬局について、すでに住之江診療所でも院外処方箋が発行されており、患者さんはかかりつけの薬局を持っておられ、そこで健康相談など患者さんとのコミュニケーションが取られている。敷地内薬局ができることで、当該薬局に患者さんが誘導されてしまうのではないかと危惧しているのもそのあたりについてもしっかりと検討していただきたい。(ご意見)

## 2 工事について（建物概要、工事概要など）

- 工事車両のルートについて、南港通の東加賀屋1を南へ向かい、住吉川の1本北側の交差点を通る経路は、住民生活に支障があり避けてほしい。

新なにわ筋の西加賀屋4から東へ向かい、阪神高速の下を通る経路を使用するよう変更します。

- 南東角の交差点を転回するルート設定に変更してほしい。

南東角の転回につきましては、所轄警察に確認したところ、当該交差点は転回禁止の規制は無いが、南港通から新回生橋交差点左折まで南行き重量規制があり、所轄警察として規制解除の許可は出来ないという回答でした。ご迷惑をおかけしますが、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

(ホームページに掲載している資料は、説明会でのご意見を受けて変更したものを掲載しております)

- 説明会での配布資料の中に工事の工程表がない（スライド説明のみ）のは何故か、公表できないことがあるのではないかと不信感が募る。

スライド表示での説明でよいと判断しましたが、丁寧に説明する配慮に欠けておりました。申し訳ございませんでした。

そのため、連合町会長に説明会での意見を説明のうえ、工程表については回覧等の対応をお願いし、近隣の方には個別訪問の際にお持ちして説明することや、ホームページへの掲載などにより周知してまいります。

- 開設後の駐車場への動線について、西側道路は使用しないようにしてほしい。

一般車両は東側出入口のみとし、それ以外の緊急車両、業務車両のみ西側を使用する予定としております。

- 工事のトラックは、誰が見ても「工事関係」と分かるようにしてもらいたい。

工事関係車両であることが分かるよう、全ての工事車両に「工事関係車輛」と記載したプレートを設置します。